

令和6年度「大学・高専機能強化支援事業」への要望

令和6年9月

一般社団法人日本私立大学連盟

理工系分野の充実・推進プロジェクト

日本私立大学連盟は、令和5年4月に「理工系分野の充実・推進プロジェクト」を発足させ、加盟大学が「大学・高専機能強化支援事業」（以下、「本支援事業」という。）を最大限に活用できるよう検討を重ねてきました。

すでに令和5年10月、本プロジェクトにおいて、制度改善に関する要望をまとめ貴省に提出し、多くの制度改善を実現していただいたところですが、その後も第1回・第2回公募を通じて選定された大学や公募を検討中の加盟大学から、さらなる改善を求める声が寄せられています。

10年間の長期にわたる本支援事業により多くの私立大学が参画し、日本社会における成長分野の発展に一層貢献できるよう、加盟大学の意見をもとに整理した以下の項目について改善を要望します。

< 要 望 >

1. 本支援事業を通じた私立大学の改革を後押しするための支援

(1) 「支援1」学部再編等による特定成長分野への転換等支援

- 【要望1】公募期間10年間の厳守（短縮しない）
- 【要望2】事業費上限額基準の算定における引下げ観点の緩和
- 【要望3】従前の外部資金獲得額を考慮した水準の算定
- 【要望4】「支援1」フェーズ3における支援の拡充
- 【要望5】東京23区内に設置する大学の取組に対する助成率の維持

(2) 「支援1」及び「支援2」共通事項

- 【要望6】計画変更の柔軟化と要件の緩和
- 【要望7】助成対象となる経費の期間前倒し
- 【要望8】派遣職員に係る経費の助成対象化

2. 私立大学における理工農系学部の確実な定着に向けた支援

- 【要望9】理工農系学部への財政支援の強化
- 【要望10】学部新設・転換時の人件費支援
- 【要望11】質の高い教員確保のためのAC教員審査の簡略化
- 【要望12】学生確保に関する特例措置の創設

1. 本支援事業を通じた私立大学の改革を後押しするための支援

(1) 「支援1」学部再編等による特定成長分野への転換等支援

【要望1】公募期間10年間の厳守（短縮しない）

「支援1」は、令和10年度以降のフェーズ2における助成率がそれ以前と比べて低く設定されています。また、令和6年度から10年度までの「集中改革期間」では、一定の要件のもと、完成年度を超えていない、もしくは学生募集停止後の学部等も経常費補助金の交付対象となることから、公募期間の前半に多くの申請が集中することが予想されます。

一方で、学部再編等による成長分野への転換には、カリキュラム構築や教員確保など、質の高い教育体制の整備に長い準備期間を要することから、10年間という長い公募期間が設定されたと考えられます。加えて、東京23区内に設置する大学では、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」により令和9年度まで定員増を伴う改組が制限されており、公募期間後半での申請を視野に入れて準備を進めている大学もあります。

このような大学が、改革の準備を進めたにもかかわらず、本支援事業の終了により申請できない事態に陥ることのないよう、①公募期間10年間の厳守（短縮しない）を要望します。もしくは、少なくとも「支援2」の令和6年度公募要領に記載されている「すでに実施した公募の選定件数にかかわらず、意欲的な計画については、大学・高専成長分野転換支援基金助成金の範囲内で選定を行う予定である」との文言と同様に、②公募期間の見通しが立つような文言の追記を要望します。

【要望2】事業費上限額基準の算定における引下げ観点の緩和

「支援1」フェーズ2における助成金額の算定に当たっては、事業費上限額基準の引上げ・引下げ観点が設定されています。これらの観点により、各大学の改革内容や挑戦の度合いに応じて事業費が算定される制度設計となっていますが、引下げ観点「e. 計画に伴う収容定員増数と収容定員減数の合計が、総収容定員の5%未満である」のため、収容定員が多い大規模大学は理工農系学部等への転換を行っても、事業費上限額基準を引き下げられることがあります。

他の引下げ観点「d. 既存の組織の定員増による計画である」及び「f. 総収容定員に占める理学・工学・農学の学位を授与できる学生の割合が、学内で増加しない」は、各大学の取組内容に基づいた観点である一方、e. は大学の規模に関わるものであり、取組内容とは直接関係がありません。また、成長分野の拡大に貢献する大学については、規模を理由に事業費が引き下げられるべきではありません。そのため、例えば以下のような基準の追加により、規模に関する観点の緩和を要望します。

【事業費上限額基準の引上げ観点】

- b. 計画に伴う収容定員増数と収容定員減数の合計が総収容定員の20%以上である、
または収容定員増数が●人以上である

【事業費上限額基準の引下げ観点】

- e. 計画に伴う収容定員増数と収容定員減数の合計が総収容定員の5%未満であり、
かつ収容定員増数が●人未満である

【要望 3】従前の外部資金獲得額を考慮した水準の算定

「支援 1」への申請要件の一つとして、フェーズ 3 の支援期間終了時まで、大学全体の外部資金獲得額が申請時点の平均（過去 5 年間の中央値 3 年分の平均）に、助成額の 2.5% を上乗せした水準以上となる計画を立てることが求められています。

これまで外部資金の獲得に積極的に取り組んできた大学とそうではなかった大学とでは、助成額の 2.5% 分を上乗せするための負担は大きく異なります。この要件が、外部資金獲得に尽力してきた大学に不利とならないよう、外部資金比率に応じて 2.5% の上乗せ率を漸減する仕組みの導入を要望します。

【要望 4】「支援 1」フェーズ 3 における支援の拡充

「支援 1」のフェーズ 3 は、学部等の開設から完成年度までの自走化戦略の深化に向けた取組を実施する期間とされていますが、自走化に向けて必要となる取組は、改組の規模や挑戦の度合いに比例して大きくなります。

また、自走化に係る重要な要素の一つが外部資金獲得水準の向上ですが、公募要領に例示のある研究費の獲得に向けては、新設された理工農系学部等の教員が自身の研究を加速しうするための研究基盤の構築等、教育体制の整備に対する支援と併せて研究環境の整備に対する支援も不可欠です。拡大した理工農系分野の教員が取り組む研究を後押しすることは、日本全体の研究力を向上させることにもつながります。

本支援事業を通じた我が国における理工農系分野の定着と研究力向上のため、支援事業全体の選定状況や予算執行状況を踏まえ、①現行の助成額を下限とした上で、改組の規模や挑戦の大きさに応じて支援金額が積み上がる仕組みの構築と、②研究環境整備に向けた支援の追加を要望します。

【要望 5】東京 23 区内に設置する大学の取組に対する助成率の維持

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」により、東京 23 区内に設置する大学は令和 9 年度まで定員増が制限されています。そのため、東京 23 区内の大学が理工農系分野への転換や拡大を制限なく推進できるのは、収容定員の抑制に係る規制が失効する令和 10 年度以降となります。

一方で、「支援 1」の公募期間後半の後発組（令和 10～14 年度選定分）には、先発組（令和 5～9 年度選定分）よりも低い補助率が設定されており、東京 23 区内の大学は後発組として低い補助率での支援しか受けられません。

申請が令和 10 年度公募以降となるのは、法規制という外部要因が理由であり、また大学の所在地域によって理工農系分野の推進に対する支援に差が生じるのは適切ではありません。そのため、東京 23 区内に設置する大学の収容定員増を伴う計画に対しては、令和 10 年度以降も助成率を下げない（先発組の助成率を適用する）ことを要望します。

(2)「支援1」及び「支援2」共通事項

【要望6】計画変更の柔軟化と要件の緩和

本支援事業は、各大学が中長期的に取り組むものであるため、計画変更が必要となる場合があります。現行の交付規則第8条では助成事業の変更が認められていますが、事業期間の延長や交付決定総額の増額は原則認められていません。

しかし、昨今の急激な社会情勢の変化、例えば不安定な為替相場や国際情勢の悪化による物価上昇、さらに働き方改革に伴う人件費の高騰などを踏まえると、申請時に計画を十分検討したとしても、事業期間中に経費が増大する可能性は否定できません。したがって、①外部要因による合理的な理由がある場合には、交付決定総額の増額を可能とする仕組みの創設を要望します。

また、変更承認申請では承認までに2ヵ月を要する場合もあり、円滑な事業遂行に支障を来すことがあります。これを改善するために、②変更承認申請の迅速化と、交付規則第5条第4項と同様に処理期間の明示を要望します。また、併せて③交付規則第8条第1項各号に定める「軽微な変更」の該当事由の拡大も要望します。具体的には、取組内容をより充実させるために行われる自己負担額のみの増額や助成対象経費の範囲内での費目の振替を該当事由に追加することを要望します。

加えて「支援1」では、変更が不承認となり経営判断として事業中止を選択した場合、3年間新たな計画の提案ができません。しかし、事業を再構築することで、当初の計画以上に成長分野の拡大に貢献できる可能性があるため、少なくとも④フェーズ2からの再申請は可能とすることを要望します。

【要望7】助成対象となる経費の期間前倒し

本支援事業では、交付内定日が助成対象となる取組の起算日とされ、内定日以前の取組に係る経費はもとより、内定日以前に契約が行われた取組にかかる経費についても助成対象にはなりません。

事業の遂行に当たっては、例えば職員の雇用や機器のリースなど、予算計画に基づき4月からの年度単位での契約を前年度中に締結しておく必要がある場合もあります。これまでの公募では交付内定は7月頃となっており、その結果、これらの経費が助成対象から外れ、取組が制限されています。

選定大学がより円滑に事業を遂行できるよう、交付内定日の属する年度当初からの経費を助成対象とすることを要望します。

【要望8】派遣職員に係る経費の助成対象化

本支援事業では「人件費」、「外注費」、「委託費（支援1のみ）」がそれぞれ助成の対象とされていますが、いずれの費目においても派遣契約に基づく職員の経費は対象外とされています。

これまで「支援1」に選定された大学の約63%は、「学部の新設」もしくは「既存学部における学科の新設」を行っており、設置認可申請など通常の業務に加えて特有の業務が多く発生します。さらに、人件費の高騰もあり、効率的な事務作業を推進する上で派遣職員を活用することは、学生の教育に直接関わる事項への効果的な助成金の使用につながります。

本支援事業の取組に関わる職員の経費については雇用形態を問わず支援が行われるよう、派遣職員に係る経費も助成対象に含めることを要望します。

2. 私立大学における理工農系学部の実質的な定着に向けた支援

【要望 9】理工農系学部への財政支援の強化

本支援事業の開始と合わせて、令和 5 年度から私立大学等経常費補助金に理工農系学部等単価が導入されました。この単価設定は、理工農系学部の新設や充実を図る私立大学にとって大変有益なものであることは間違いありません。一方で、物価や人件費の高騰に加え、令和 5 年度に約 57%まで圧縮された経常費補助金（一般補助）の影響もあり、理工農系学部等が自走化するための十分な支援には至っていません。特に理工農系学部の教育研究の高度化に必要な施設設備費への補助については、国私間で学生一人当たり 21.5 倍の格差があるのが現状です。

本支援事業によって新設された学部等が高い水準での教育環境を維持できるよう、人文・社会科学からの単なる配分転換ではなく、理工農系分野への支援の拡充に足る私学助成予算を確保した上での経常費補助金による同分野へのさらなる支援を要望します。

【要望 10】学部新設・転換時の人件費支援

理工農系学部の新設や学部転換にあたっては、新設学部が完成年度を迎えるまで十分な学費収入が得られず、また学部転換では廃止学部の教員の雇用が継続するため、大学にとって教員人件費が大きな負担となります。

これに対し、令和 6 年度から、完成年度を超えていない、もしくは学生募集停止後の学部等も一定の要件のもと、経常費補助金の交付対象となりました。これらの支援は、本支援事業により改革に取り組む大学にとって大変有意義ですが、令和 10 年度までの 5 年間に限った措置のため、「支援 1」の後発組として選定された大学は対象になりません。

教員人件費の負担増を理由に本事業への参画が断念されることのないよう、改革に伴う教員人件費増額分を補填する仕組みとしてこの経常費補助金による支援の適用期間を本事業終了まで延長することを要望します

【要望 11】質の高い教員確保のための AC 教員審査の簡略化

本支援事業では、理工農系学部への転換、新設、拡大の取組が約 10 年間で 300 以上実施されることから、選定大学は成長分野に携わる教員を他の選定大学と同時期に確保する必要が生じます。そのため、設置基準を満たすための教員確保はもちろん、教育の質をさらに向上させるためには、優れた教育・研究業績を持つ教員や豊富な実務経験を持つ教員の確保が、設置認可後においても重要な課題となります。

理工農系学部の拡大に伴う教員採用が数の「間に合わせ」になることなく、設置認可後も選定大学が継続して質の高い教員確保に努められるよう、例えば基幹教員の追加や担当授業科目の追加等の計画変更については報告のみで済むといった、AC 教員審査の簡略化を要望します。

【要望 12】 学生確保に関する特例措置の創設

現行の設置認可に係る審査スケジュールでは認可が下りるのは6月末または8月末で、それまでの期間は設置構想中であること等を示した上でPR活動を行う必要があります。しかし、このような不確定要素を含んだPR活動では、新設される学部等が進学先として十分に検討されなかったり、敬遠されてしまうことが懸念されます。

また、支援事業によって新設される学部等は、支援事業の選定時に既に学生確保の見通しについて一定の審査が行われているにもかかわらず、PR活動の遅れが原因で定員が未充足となる可能性があります。

本支援事業により転換・拡大された理工農系学部等が学生確保に関して懸念なく教育体制の構築や機能強化に専念できるよう、選定された取組には①設置認可申請から認可までの期間を短縮したスケジュールの適用（簡易化・優先）もしくは、②設置初年度に限り定員未充足の場合も経常費補助金を減額しない特例の創設を要望します。

理工系分野の充実・推進プロジェクト 委員名簿

担当理事	伊 藤 公 平	慶 應 義 塾	塾長
委 員	澁 谷 智 治	上 智 学 院	理工学部長
	前 田 裕	関 西 大 学	大学長
	巳 波 弘 佳	関 西 学 院	副学長、工学部教授
	新 井 英 夫	松 山 大 学	理事長・大学長
	宮 崎 あかね	日本女子大学	副学長、理学部教授
	山 田 純	芝浦工業大学	大学長
	上 原 万里子	東京農業大学	副学長、応用生物科学部教授